

情報通信行政・郵政行政審議会

郵政行政分科会（第104回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和8年6月29日（月）16：09～16：29

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、
滝澤 光正、巽 智彦、藤沢 久美、三浦 佳子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

（情報流通行政局郵政行政部）

牛山 智弘（郵政行政部長）、渡部 祐太（信書便事業室長）

（事務局）

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規
程の設定の認可【諮問第1278～1280号】

開 会

○佐々木分科会長 ありがとうございます。お待たせいたしました。

それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第104回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しておりまして、委員7名中6名出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、三浦先生、入られましたか。では、7名全員出席しておりますので、定足数を満たしております。御発言の際は、マイク及びカメラをオンにして、名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書の規定に従い、非公開にて行いたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長 それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問事項1件でございます。諮問第1278号から1280号「特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定の認可」について、総務省から御説明よろしくをお願いいたします。

○渡部信書便事業室長 総務省信書便事業室長の渡部でございます。

諮問第1278号の特定信書便事業の許可、第1279号の信書便約款の設定及び変更の認可、第1280号の信書便管理規程の設定の認可の3件について、まとめて説明させていただきます。

資料104-1を御覧ください。まず、特定信書便事業の許可についてでございます。1ページ目の諮問書に続いて、2ページからの別紙1が今回の申請の概要でございます。

3ページを御覧ください。今回、こちらの12者から新規の許可申請がなされております。これらの申請者は、主に現在営んでいる貨物運送業等の既存のインフラを活用して信書便事業を行うことを予定しておりまして、大型信書便サービスである1号役務、又は1通の料金が800円超の高付加価値サービスである3号役務として、主に企業の拠点間の巡回サービスの提供を計画しております。

4ページを御覧ください。信書便物の引受け及び配達の方法でございます。各者の事業計画におきまして、おおむね巡回先、定期集配先で、差出人から直接引き受けることを基本としておりまして、一部の者は営業所又は利用者の指定場所での引受けにも対応しております。また、配達方法は対面交付を基本としつつ、一部郵便受箱又はメール室への配達も行うこととなっております。

6ページを御覧ください。信書便事業の収支見積りでございます。各者、顧客へのヒアリングや需要調査等を基に、年間の利用通数をおおむね数百通から数万通と見込んでおり

まして、予定する平均単価を乗じて、おおむね数万円から1千万円程度の年間収入を見込んでおります。

8ページを御覧ください。信書便事業の支出につきましては、項目ごとの積み上げ、又は他事業との案分により算出されております。先ほどの収入と差引きしまして、信書便事業の営業利益は右から2列目のとおりとなっております。各者とも、基本的に事業開始初年度から黒字の計画となっております、

続いて10ページを御覧ください。各者の資金計画でございます。各者、事業開始に要する資金として、数万円から百万円程度を見込んでおりますが、いずれも直近決算年度における現預金の額、又は純資産の額がこれを上回っております。

12ページからの別紙2を御覧ください。今回の審査結果の概要でございます。許可基準の1点目は、「その事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであること。」でございます。先ほど御覧いただきましたとおり、各者とも引受け及び配達の方法が明確に記載されておまして、信書便物の秘密を保護するために適切なものと認められます。

許可基準の2点目は、「その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。」でございます。こちら先ほど御覧いただきましたとおり、各者の事業計画において事業収支見積りの算出が適正かつ明確に行われておまして、特段の問題はなく適切なものと判断をしております。

13ページを御覧ください。各者の役務の内容につきましても、信書便法で定める大きさ、重量、料金の規定に適合していることを確認しております。

許可基準の3点目は、「その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。」でございます。行政庁の許可につきまして、各者とも信書便事業に、自動車その他の輸送手段を使用する予定としておりますが、その種類に応じ、一般貨物自動車運送事業の許可、貨物軽自動車運送事業の届出の手續を済ませていることを確認してございます。

また、資金計画については、先ほど御覧いただいた事業開始に要する資金の見積りは、実績等を基に適切かつ明確に算出されており、その資金の調達についても貸借対照表等により明確な裏づけがあることを確認しておりますので、適切であると判断をしております。

最後に、いずれの申請者についても、信書便法に規定する「直近2年以内に法令違反の処分を受けた者」といった欠格事由には該当していないことを確認しております。

以上によりまして、各者とも信書便法に掲げる許可の基準に適合していると認められることから、特定信書便事業の許可をすることとしたいと考えております。

続いて、資料104-2を御覧ください。信書便約款の設定及び変更の認可についてでございます。信書便法では、提供条件の定型化が進展している一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者向けには、総務大臣が標準約款を定めており、これと同じ約款を使用する場合は、個別の認可は不要となっております。

他方で、標準信書便約款とは異なる約款を定めたい場合や、標準信書便約款が存在しない類型でサービスを提供する場合には、約款について個別の認可が必要となっております。

1 ページ目の諮問書に続いて、2 ページ目からの別紙1 が今回の信書便約款の設定の認可申請の概要でございます。今回の特定信書便事業の許可申請者12者のうち、7者は標準信書便約款を使用する予定でございますが、こちらの5者につきましては、個別の信書便約款の設定の認可申請が行われてございます。こちらの5者は、申込基準や料金の適用方法について独自に詳細な規定を約款に設けることなどを予定しておりまして、個別の認可を求めるものでございます。

続いて4 ページを御覧ください。今回は、先ほどの新規の5者のほかに、既存の特定信書便事業者である佐川急便株式会社から、約款の変更認可申請も行われてございます。変更の内容は、既存の信書便約款に、航空便を用いる特定信書便役務の場合に適用する特定信書航空便約款を追加するものでございます。新たに追加する航空便約款では、「航空機の運航上の変更によるやむを得ない場合」が免責事由として明確化をされてございます。

5 ページ目からの別紙2 に審査結果をまとめておりまして、いずれの項目についても適正かつ明確に定められており、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでもないと思われれます。したがって、認可基準に適合していると判断されますので、認可をすることとしたいと考えております。

続いて、資料104-3を御覧ください。信書便管理規程の設定の認可についてでございます。信書便法では、特定信書便事業者は、その取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされてございます。

1 ページ目の諮問書に続きまして、2 ページ目からの別紙1 が、今回の信書便管理規程の設定の認可申請の概要でございます。今回、新規の特定信書便事業の許可申請者12者につきましては、参入に合わせて、信書便管理規程の設定の認可も必要となるものでございます。各者の信書便管理規程には、信書便法施行規則で定められている記載事項に沿って、信書便管理者の選任及び職務、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、事故発生時等の措置、信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施について記載されているところでございます。

4 ページ目からの別紙2 に審査結果をまとめておりまして、各者とも必要な項目が過不足なく記載されており、取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認められ、認可の基準に適合していると判断されますので、認可をすることにしたいと考えております。

諮問事項の説明は以上となります。

なお、本日御審議の上、今回申請のあった事業許可や認可が適当とされた場合には、参考1のとおり、全国で特定信書便事業者は656者となる予定でございます。その他、参考2として本社所在地別の特定信書便事業者参入状況を添付しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうに書き込んでお申し出ください。特にないでしょうか。

実積先生、お願いします。

○実積委員 すみません、実積です。

○佐々木分科会長 お願いします。

○渡部信書便事業室長 実積先生、御質問ありがとうございます。

○実積委員

○渡部信書便事業室長

○実積委員

多分問題にしなければいけないのは、企業全体として潰れていってしまい、サービスを提供する親元となる事業がゆがんでしまうと、信書便のサービスだけはうまくいっていたとしても、やはり親骨が折れてしまうと全部潰れてしま

うことになりかねないので、少し広い視野で見て、この事業者自体が大丈夫であり、その中に実施している信書便が大丈夫かという視点が必要ではかと思いました。

後半はコメントです。ありがとうございます。

○渡部信書便事業室長 先生、御指摘ありがとうございます。御指摘の点を含めて、昨年度から実施しております事業開始後のモニタリングの取組なども通じまして、許可申請時の見通しのとおりいっているかどうかという点も含めまして、また、今後も引き続き、この事業者も含めて注視をしていきたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

○実積委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見などございませんようでしたら、諮問第1278号から1280号につきましては、諮問のとおり、許可及び認可することが適当である旨、答申したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、そのとおり答申することといたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうはいかがでしょう。

○事務局（石井） 事務局の石井でございます。次回の郵政行政分科会は別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○佐々木分科会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会